

遠方の病院等で妊婦健診や出産する方へ 郡山市妊婦にやさしい遠方出産支援事業のご案内

住所地（里帰り先の居住地含む）から、最も近い妊婦健診・分娩施設まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦の妊婦健診時の交通費、分娩時の交通費と宿泊費（同行者分含む）を支援します。

1 対象者

- (1) 住所地（里帰り先の居住地含む）から、最も近い妊婦健診・分娩施設まで、概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

例）南会津町の実家に里帰りをし、実家から概ね 60 分以上かかる会津若松市内の病院（最も近い妊婦健診・分娩施設）で妊婦健診や出産をする場合

- (2) 医学的な理由等により、受け入れ可能な周産期母子医療センター等で妊婦健診や分娩をする必要がある妊婦で、概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

例）郡山市の病院で健診や出産を予定していたが、医学的な理由から遠方の福島県立医科大学附属病院で健診・出産する場合

2 助成金額

【妊婦健診時】（R7.4.1 以降の妊婦検診が対象です）

妊婦の交通費	往復の鉄道・バス代の実費（自家用車の場合は市旅費規程により 1 km あたり 37 円）×80%（14 回（妊娠後期に遠方の分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する場合は 7 回）が上限）
--------	---

【分娩時】

妊婦の交通費	往復のタクシー・鉄道・バス代の実費（自家用車の場合は市旅費規程による）×80%
宿泊費（同行者 1 名）	1 泊当たりの宿泊費（上限あり）－2,000 円×泊数（14 泊まで）

○助成金額の計算例

例）郡山市内の住所地から、福島県立医科大学附属病院まで、片道 40 km の道のりを車を使用し、妊婦健診を 14 回（上限回数）、出産で合計 15 回通院した分の交通費を申請する場合

$$\begin{aligned}
 & \text{片道 } 40 \text{ km} \times 37 \text{ 円 (1 km 当たりの市旅費規程)} \times 2 (\text{往復}) \\
 & \times 15 \text{ 回} \times 0.8 \\
 & = \underline{35,520 \text{ 円 (助成金額)}}
 \end{aligned}$$

（裏面につづきます）



3 申請方法

- (1) 申請書に必要書類を添えて、郵送又はこども家庭課（ニコニコこども館 3 階）窓口に提出して申請します。
- (2) 審査終了後（申請書受理から約 1 か月が目安）に支給の可否を決定し、申請をされた方へ通知します。
- (3) 口座振込での支給となり、金額と振込日は（2）の通知書に記載されます。

4 必要書類

- (1) 申請書
- (2) タクシー利用の場合は、利用日及び利用料金が確認できる領収書等
- (3) 宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等
- (4) 母子健康手帳その他の妊婦健康診査日及び妊婦健診した施設、出産日及び分娩した施設が確認できる書類
- (5) 助成金の振込先の口座番号等がわかるもの
（通帳、キャッシュカードまたはネット銀行の画面の写し）
- (6) 委任状（申請者（妊婦本人）以外の方の口座に振り込みを希望する場合）

5 申請期限

出産日から 1 年以内

6 申請・問い合わせ先

郡山市こども家庭課（ニコニコこども館 3 階）母子支援係

郡山市子育てサイト

TEL 024-924-3691

